

[事案 24-80] 配当金請求

・平成 24 年 11 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

約款や設計書における配当金の記載が、法律や通達に違反しているとして、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 57 年 8 月に加入した終身保険について、下記の理由により契約を無効にし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 「契約のしおり 定款・約款」に記載されている文言・図画及び設計書に記載されている数値・図画は、保険募集の取締に関する法律（募取法、1996 年の新保険業法施行に伴い廃止）15 条 2 項（将来における利益の配当又は剰余金の分配についての予想に関する事項の記載の禁止）に違反する。
- (2) 募集時に、保険会社が本契約の予定利率を明示しなかったことは、大蔵省通達（昭和 48. 3. 24 蔵銀第 906 号生命保険会社宛、昭和 60. 12. 27 蔵銀第 2934 号一部改正「生命保険の募集文書図画の取扱いについて」）に違反する。
- (3) 設計書に記載された老後設計資金や長寿祝金の金額が確定したものであると誤解して申込みをしたのであり、意思表示の要素に錯誤があった。

<保険会社の主張>

下記のとおり、本契約に無効原因はないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書の老後設計資金等の欄に記載された数値は、契約時の直近の実績に基づいて計算した数値であり、将来の予想を記載したものではないから、申立人が主張するような問題は無い。
- (2) 予定利率を契約時に明示していなかったとしても、それが契約の無効原因とはならない。
- (3) 設計書に注意書きが記載されていることから、申立人の主張するような錯誤があったとは考えにくく、仮に錯誤があったとしても、それは申立人の重過失に基づくものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、募取法違反と通達違反が直ちに契約の効力に影響を及ぼすものではなく、申立人が要素の錯誤に陥った場合に初めて契約の効力の問題となることから、申立人の錯誤を、①設計書に記載の「老後設定資金」（生存保険金）及び「長寿祝金」（生存保険金）の額が、将来確実に受け取ることができる金額であると誤信したこと、②予定利率が 5% であると知っていたならば、本契約を締結しなかったことと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容に基づき審理した。

審理の結果、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

<①について>

- (1) 設計書には、「記載の配当数値（老後設計資金、長寿祝金）は…今後変動することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください。」と明記され

ており、配当金は将来変動するものであることが分かる。

- (2) 「定款」は「決算において剰余金を生じたときは、その 10 分の 9 以上を社員配当準備金…とし」、「社員配当準備金は保険約款に定めた方法によってこれを配当します。」と定めている。そして、「約款」は「会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約…に対して、主務大臣の認可を得た方法により計算した社員配当金を割り当てます。」と定めている。
- (3) 会社の決算において、剰余金が生じない場合も当然あり得るし、剰余金が生じる場合もその額は各年度で一定額ではあり得ないから、剰余金に由来する配当金を原資とする老後設計資金及び長寿祝金の額について確定額を提示することはできない。
- (4) 申立人は、「契約のしおり 定款・約款」及び設計書を受領しているため、設計書に記載されている「老後設計資金」及び「長寿祝金」の額が、将来確実に受け取ることができる金額であると誤信したと認定することは困難であるし、仮に誤信したとしても、重大な過失があったといわざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできない。

<②について>

- (1) そもそも、国内大手生命保険会社の有配当保険における予定利率の推移を見ると、昭和 57 年当時としても年 5%の予定利率は決して不利とは言えず、予定利率の高低が直ちに生命保険契約の内容の有利・不利を決定付けるものではない。
- (2) 当事者の錯誤が、契約を無効とする「要素の錯誤」に当たるためには、当事者だけでなく、一般人も、その錯誤があったならば契約しなかったはずであることが必要であるが、予定利率の錯誤が、そのような意味での「要素の錯誤」に当たるということとはできない。